# 空き家活用等支援システム利用マニュアル ~ 新規申請者編 ~

## 目次

掲載までの流れ	2
2. 必要な書類を提出し、空き家活用等支援システムの利用に必要なユーザー I D	4
	٢
パスワードを取得する	5
3. 必要事項を入力する	6
4.掲載要件チェックリストを入力する	8
5. 掲載内容を申請する	8
6. 申請後の手続き	9

## 掲載までの流れ

ホームページにアクセスし、申込に必要な書類 申込書類の取得 ファイルをダウンロードします。【p.3~】 申込書・誓約書・各種証明書の写しを提出して いただくと、事務局よりホームページ内の申請 申 込(郵送) 手続き用ページへログインするためのユーザー ID とパスワードを E メールでお送りします。 [p.5] 申請手続き用ページにログインし、会社概要、 申請必要事項の入力 実績など必要事項を入力します。【p.6~】 必要事項すべての入力が終わったら掲載要件チ 掲載内容の申請(送信) エックリストを入力し、すまいるネットへ送信 します。【p.8~】 提出(送信)いただいた内容を事務局でチェック 審査会 し、「空き家活用等支援システム掲載審査会」で 審査します。【p.9】 審査会で掲載不可とならなかった事業者は、研 研修会 修を受講していただきます。 (受講・修了が必須です。別途案内します。) 掲載となった旨を通知します。 掲載 (名簿は必要に応じて公開します。)

### 1. 申込に必要な書類を取得する

申請者は、「すまいるネット」ホームページにアクセスし、申込に必要な書類ファイルをダウンロードします。

すまいるネット 神戸

検索

https://www.smilenet.kobe-sumai-machi.or.jp/

まず、トップページ下部にある、「NEWS!」より「(お知らせ) 空き家活用を応援する不動産事業者を追加募集」をクリックします。



『空き家活用を応援する不動産事業者を募集します』のページ内にある<u>「実施要綱」「実施</u>細則」「審査基準」を必ずご確認の上、申請手続きを行ってください。



# 空き家活用等支援事業者募集案内



# 空き家・空き地の活用を応援する不動産事業者を追加募集します

すまいるネット(神戸市すまいとまちの安心支援センター)では、平成27年11月より「空き家等活用相談窓口」を設け、専門事業者等との連携により、空き家・空き地の課題を解決に導き、市場に流通させるための支援体制を発足させました。このたび課題解決に積極的に取り組む意思のある不動産事業者を追加募集しますので、ぜひご応募ください。また、平成29年度名簿掲載の事業者の更新年度となっておりますので、手続き等お願いいたします。

兵庫、長田、垂水、北区の相談が多いため、その地区の対応ができる事業者を募集

※募集要件等の詳細につきましては、要綱等をご確認下さい。

🕉 すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱 🚨

🤋 空き家活用等支援システム実施細則 🛂

🤊 空き家活用等支援システム審査基準 🔀

» 募集案内チラシ 🗘



「申込の際、提出いただくもの」にある書類名をクリックすると「ファイルのダウンロード」ダイアログボックスが表示されるので、「保存」をクリックしてファイルを任意のフォルダに保存します。

- 1. ダウンロードで取得する書類
  - (1) 申込書 [様式第1の1 (1-1.doc)]
  - (2) 誓約書 [様式第1の2の1 (1-2-1.doc)]
  - (3) 空き家・空き地 管理代行事業者名簿掲載申請用紙 (空き家・空き地「管理代行」について申請する者のみ)
- 2. 申し込みの際、提出いただくもの
  - ① 上記(1)~(2)、(3 ※申請する者のみ)
  - ② 宅地建物取引業者免許証の写し
  - ③ 宅地建物取引士証の写し(当業務を担当する者)

### 1) 申込の際、提出いただくもの

<u>1.申込書[word](様式第1の1)</u> 🚻

<u>2.哲約書[word](様式第1の2の1)</u> 👿

※申込書、誓約書の日付は平成30年10月11日〜25日の期間内の日付を

3.宅地建物取引業者免許証の写し

4. 宅地建物取引士証の写し(平成25年11月30日以前に登録した、当業)

5.空き家・空き地 管理代行事業者名簿掲載申請用紙[exel] 🗓

る者のみ)

クリックしダウンロード。 1.2 は<mark>提出必須</mark>。5 は空き家・ 空き地「管理代行」について申

請する者のみ提出。

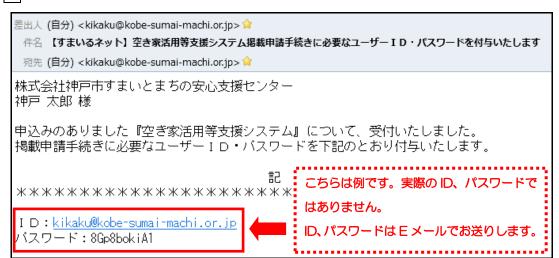
を希望す

2. <u>必要な書類を提出し、空き家活用等支援システムの利用に必要なユーザー</u> IDとパスワードを取得する

申請者は、申込書と誓約書に必要事項を記入して、<u>宅地建物取引業者免許証の写し、宅地</u>建物取引士証の写しと共に、すまいるネットに<mark>郵送</mark>します。

書類を提出していただくと、ホームページ内の申請手続き用ページにログインするためのユーザーIDとパスワードを、Eメールでお送りいたします。(メールは、大切に保管ください。)

## 例 このようなメールが送られてきます↓



#### 3. 申請必要事項を入力する

申請者は、「申請手続き用ページ」にログインし、会社概要など必要事項を入力します。 まず、Eメールに記載している「申請手続き用のページへのログインはこちら」下記 URL をクリックするか、すまいるネットホームページ「空き家活用等支援システム 不動産事 業者を募集します」の「申請手続き用のページへのログインはこちら」をクリックします。

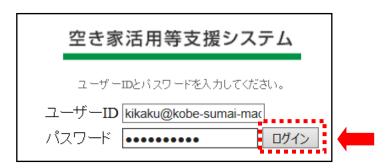
# 4)申請手続完了期日(入力期日)令和元年10月24日(木)厳守

空き家活用等支援システム利用マニュアル 🛂 を参考に、お進めください。

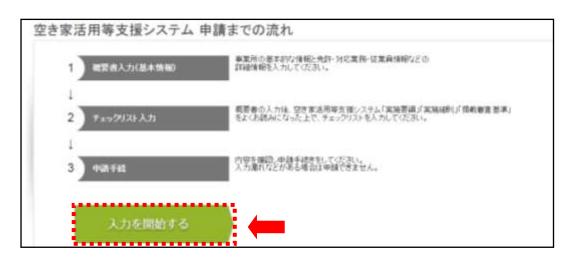
» 申請手続き用ページへのログインはこちら 🕜

### 申請手続き用ページへのログインアドレス

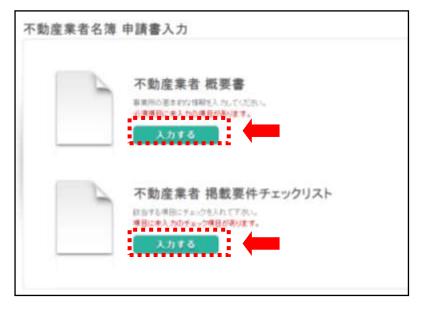
https://www.smilenet.kobe-sumai-machi.or.jp/selection/vacant\_house/login.php ログイン画面が表示されます。メールに記載しているユーザー I D・パスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックします。



ユーザー名とパスワードが正しければ、「掲載事業者用ページ」の「トップページ」が表示されます。申請者は画面下の「入力を開始する」をクリックします。

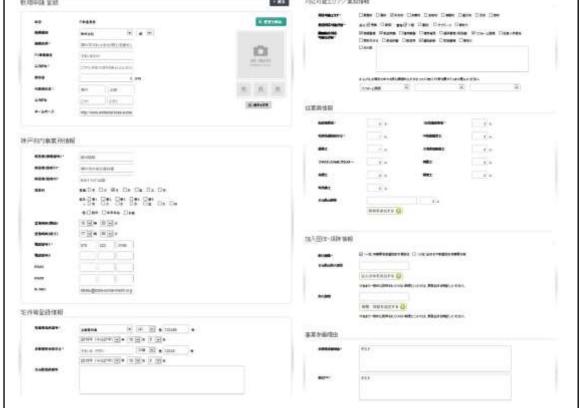


申請者は「入力する」をクリックし、入力を開始します。



rease K 4 H B410 Refrancischiore. IOI 10.00 8. A. A. 100 ii. 60100 位置的协能

申請者は、システムの指示に従って概要書の必要項目を入力します。

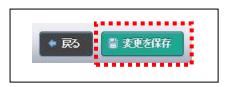


画像データの掲載は、画面右の「画像を変更」をクリック。「プロフィール写真」画面が表 示されるので、「アップロードする写真を選択」をクリックし、任意の画像ファイルをアッ プロードできます (1枚最大2MB)。画像下の「プロフィール写真」のチェックボックスを クリックするとメイン画像を指定できます。

代表者、事務所の写真や地図など自由ですが、自社所有物でない場合は、必ずその所有 者に掲載の承認を得たものを提出ください。最大で4枚までアップロードできます。



申請者は、概要書の入力が終了すれば、画面左下「変更を保存」をクリックします。 概要書の入力を途中で保存されたい場合も同様です。



## 5. 掲載要件チェックリストを入力する

申請者は、概要書の入力終了後、掲載要件チェックリストにて掲載要件をチェックします。

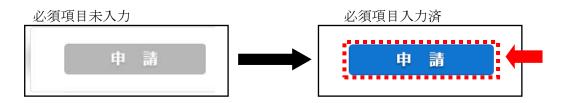
実施要綱(第48条)	
成年被後見人、被保佐人又は破産者でない。	
禁固以上の刑こ処せられ、又は住宅の流通、管理、供給に関する法令の規定により罰金以上の刑こ処されていない。その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過している。	
法人でその役員等が、成年被後見人、被保佐人又は破産者でない、また禁固以上の刑こ処せられ、又は住宅の流	
通、管理、供給に関する法令の規定により罰金以上の刑に処されていない。その刑の執行を終わり又は執行を受ける ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ことがなくなった日から5年を経過している	:
宅地建物取引業法により免許を取消されていない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該	:
取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員等であった者を含む。)でその取消。	:
の日から5年を経過している。	
宅地建物取引業法により業務の停止を命じられていない。命じられた者はその期間を経過している。	
業務において、現在係争中でない。	
過去に名簿から削除されていない。削除された者は、その日から2年を経過している。	:
開業してから2年以上経過している。	
申請する名簿に掲げる業務について、過去2年間の実績を有している。	
宅地建物取引業法による事務所の免許を受けている。	
兵庫県宅地建物取引業協会または全日本不動産協会兵庫県本部の会員である神戸市内の会員	

申請者は、掲載要件チェックリストの入力が終了すれば、画面下「保存」をクリックします。掲載要件チェックリストの入力を途中で保存されたい場合も同様です。



## 6. 掲載内容を申請する

申請者は、全ての入力作業が終了したら、「登録申請」の「申請」のボタンをクリックします。必須項目に未入力がある場合は「申請」ボタンが表示されません。



確認のダイアログボックスが表示されますので、申請する場合は「OK」ボタンを、申請を中止する場合は「キャンセル」ボタンをクリックします。



<u>申請作業終了後は、申請内容を変更することができません。</u>変更が生じた場合は、すまいるネットまで連絡してください。

### 7. 申請後の手続き

申請後は、事務局で申請内容をチェックし、「空き家活用等支援システム掲載審査会」で審査します。審査の結果、掲載不可となった場合は、すまいるネットより通知いたします。

審査会で掲載不可とならなかった事業者は、研修を受講していただきます。(代表者と当業務担当の宅地建物取引士の受講・修了が必須です。詳細については別途案内します。)

研修修了後、掲載となった旨を通知します。(名簿は必要に応じて公開します。)